

## 信託法学界回顧

### 中野正俊

本稿は、昭和55年度の日本、アメリカ、イギリスにおける信託法学界の動向を回顧するにあたって、原則として、昭和54年10月から昭和55年10月までの1年間に公刊された著書・論文等の足跡を中心としながら、それぞれについて概観するものである。信託法に関する著書・論文等を紹介するにあたっては、従前と同様、わたくしの個人的な問題関心にのみ偏向することなく、できうるかぎりの細心の注意を払って、また、投資信託等の特殊な領域は除き、信託法プロパーに限定することなく、その周辺の学問領域全般にわたって、広くその文献を検討・収録したつもりである。しかし、それでもなお予想もしえなかった不注意によって、おそらくここに取り上げて紹介すべきものであるにもかかわらず、遺漏してしまった貴重・有益なる研究業績があるかもしれない。そして、また、その内容を誤解して紹介したものがあるかもしれない。それらの点については読者の寛容を請うしだいである。なお、筆者には、とくに、信託制度の本場である英・米国において発刊された信託法に関する単行本・雑誌論文等を直ちに入手することはきわめて難しいという事情が存する。読者の速報的ニーズに応えられないことをお許し頂きたい。

それゆえ、アメリカにおける信託法学界の動向については、一応ここでも取り扱うけれども、他稿（日米法学会誌「アメリカ法」）で海原文雄教授が詳細に紹介されることになっているので、参照されたい。

#### 1 日 本

わが国における信託法学界の動向については、はじめに、昭和55年5月24日（土）、専修大学神田校舎において、第5回信託法学会が開催された。当学会第5回大会においては、山田昭氏による「信託立法の過程」、辻正美氏による「受託者の背信的処分の効力について」、小林三衛氏による「土地の信託について」、二見員義氏による「適格退職年金信託の法的问题点について」等、それぞれ学理的かつ実務的なものと、多方面にわたる独創的な研究成果が報告された。上記の報告は、いずれも、信託法学界・実務界にとって、きわめて貴重・有益なるものであることは言うまでもない。今大会においても、前回と同様、知的緊張につつまれた数多くの質疑応答があり、盛大であったことを特記しておきたい。

つぎに、実務界においては、昭和52年5月20日に公益信託の第1号が誕生して以来、ここ数年間、もっとも関心のよせられているのが公益信託である。わが実務界では、すでに紹介した公益信託の設定件数30件に加えて（信託法研究第4号108頁）、昭和55年1月20日から昭和55年12月20日までの約1年間に、新たに16件の公益信託が設定された。これで、法人受託と個人受託とを合わせて、46件の公益信託を数えるに至った。昭和55年度に設定された公益信託を紹介すると、つぎのようなものである。すなわち、法人（信託銀行および信託兼営銀行）を受託者とするものばかりであるが、(1)大阪市所在の公立高等学校に在学する母子家庭の子弟で、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行なうことを目的とする「稻生六郎・ドルシー・ハッリン記念奨学基金」（大阪府教育委員会）、(2)大阪府内の公立の小・中学校に在籍し、家庭的・経済的に恵まれない環境におかれている児童・生徒に対して奨学金の給付を行なうことを目的とする「工藤記念奨学育英基金」（大阪府教育委員会）、(3)大阪府堺市内に在住する母子家庭の子弟で、同市内に所在する公・私立高等学校に在学する学業優秀・品行方正でありながら経済的に恵まれないため、修学困難な生徒に対して奨学金の給付を行なうことを目的とする「呉松辰夫記念奨学基金」（大阪府教育委員会）、(4)主として、経済的または身体的に恵まれない神戸市内居住の高校生を対象として、奨学金の給付を目的とする「全神戸ライオンズ・クラブ奨学会」（兵庫県教育委員会）、(5)特殊教育諸学校（盲学校、聾学校および養護学校）に対して、資金の助成を目的とする「菱の実特殊教育助成基金」（文部省（初等中等教育局））、(6)横浜市内に居住し、同市内の公立の高等学校に在学する生徒で学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学困難な者に対して、奨学援助を行なうことを目的とする「西山松枝記念奨学基金」（神奈川県教育委員会）、(7)経済的または身体的に恵まれない京都市内の高校（京都府立盲学校および京都府立聾学校の高等部を含む）に在学する高校生に対して、奨学援助を行なうことを目的とする「京都平安ライオンズ・クラブ奨学基金」（京都府教育委員会）、(8)石川県内の大学の学生で、精神障害を対象に、精神医学・神経医学・内科医学・病理学・薬学・看護学等を専攻する者に対して、奨学金の貸与を目的とする「松原三郎記念精神医学育成基金」（石川県教育委員会）、(9)古陶磁に関し、すぐれた研究成果をあげた者に対して、奨励金の給付を目的とする「小山富士夫記念賞基金」（文部省（文化庁美術工芸課））、(10)名古屋市中央区に所在する中・高等学校に在学する生徒で交通事故のため遺児となった者または生計者が交通事故障害のため安定収入が得られず修学困難と認められる者に対して、奨学金の給付を目的とする「鈴木記念交通事故被災者子弟奨学基金」（愛知県教育委員会）、(11)茨城県立石岡第一高等学校に在学する生徒で、学業優秀、品

## 信託法学界回顧

行方正でありながら経済的理由により修学困難な者に対して、奨学援助を行なうことを目的とする「金子照男記念奨学基金」(茨城県教育委員会)、<sup>(12)</sup>がんの予防ならびにがんに関する調査および研究に従事する個人、グループまたは機関に対して、助成奨励金の給付を目的とする「菱の実がん研究助成基金」(厚生省(公衆衛生局))、<sup>(13)</sup>岡山県内の高等学校を卒業し大学へ進学した者に対して、奨学金の助成を目的とする「三菱自動車奨学基金」(岡山県教育委員会)、<sup>(14)</sup>東京都に所在する大学の医学部に在学する学生に対して、奨学金の支給を目的とする「川津哲郎記念奨学基金」(東京都教育委員会)、<sup>(15)</sup>栃木県芳賀郡市において青少年を対象とする絵画展、映画会、音楽会等の芸術・文化活動を行なう団体に対して、助成金の給付を目的とする「真岡青年会議所芳賀芸術文化振興基金」(栃木県教育委員会)、<sup>(16)</sup>主として金沢市内の児童・生徒が参加・利用する体育スポーツ団体、施設、学校等に対して、助成金の給付を目的とする「金沢教育基金あすなろファンド」(石川県教育委員会)等である。ほとんどが教育委員会関係のものである。現段階では致し方ないことかもしれないが、公益目的はもっと広汎なものであって、受託者である信託銀行に対して、受託に際して、一工夫を期待したいものである。信託業務の将来は、結局、公益信託と従業員福祉信託の二本建てに志向されるべきであろうから(海原文雄「信託」ジュリスト728号10頁)……。英国で盛んに利用されている「national trust」のような信託の開発も一案と思われる。

信託法に関する著書・論文等については、この1年間に、つぎのものが公刊された。

はじめに、信託法学会から刊行された「信託法研究」第4号がある。本学会誌第4号の収録内容は、昭和54年5月19日(土)、大阪市立大学で開催された第4回大会の研究報告を中心に掲載されている。まず、その巻頭には、現行信託法が受益者は信託利益を法律上享受し享有することを公認しているか否かという問題に触れ、わが国の受益者は法律上あの信託財産追及権よりも強力に信託財産を支配できる信託利益享有権を持っていると観念してはどうかと提唱する当学会名誉会員・顧問板橋菊松博士による「現行信託法と信託利益問題」が掲載されており、続いて、研究報告として、海運業者が船舶を購入する際の信託銀行の役割等について論じ、船舶を購入する際の基本契約の機能と構造、基本契約の法的性質を解明する窪田宏氏による「船舶信託とその基本協定について」、障害者の扶養を目的とするという特殊な信託において、受益者である障害者の有する信託受益権の移転性について、いわば非移転性の立場から受益権の法的性質を論じる石井崇氏による「特別障害者扶養信託について—信託受益権の移転性を中心として—」、現行信託法・信託業法等の問題点を実務家の立場から明らかにし、問題のある条文の法改正ないし法解釈の方法を提案する河合慎一郎氏による「実務家から見た信託業関係法

令の問題点」，担保のための信託として利用されている設備信託の最も標準的なパターンとして所有権留保型のそれに例をとり，設備信託の成立から終了に至るまでを，時間的経過にしたがって関係当事者間の基本的な法律関係を論じる武藤達氏による「設備信託について（担保のための信託）」等，4篇が収められている。上記の研究論文は，いずれも，わが信託法学界・実務界において，きわめて貴重・有益なるものである。すなわち，動産設備信託を論じる窪田・武藤論文は，ともに，ビジネス・トラストの一種として，受託物件は無数に存するわけであり，かかる意味では法律上の問題点も数多くあり，問題解明に際して，一資料に供されるであろうし，信託法・信託業法等の問題点を論じる河合論文は，現在，わが信託法学界・実務界において，とくに上記二法の改正がさげばれている折り，一資料として，改正作業に際しては不可欠のものであり，また，障害者である「受益者の生活の安定に資する」という公益性・福祉性を有するいわば私益と公益の谷間に存する特殊な信託における受益権の法律上の性質を論じる石井論文は，解釈論として，特殊な信託における受益権の性質の解明を試みたことは未開の分野を開拓するものであり，しかも，その趣旨が明快で一貫している。同論文は，何よりも，本年は「完全参加と平等」をスローガンとした国際障害者年であり，まさに時宜を得た論文と言えよう。上記の論文に加えて，日本，アメリカ，イギリス，ドイツにおける信託法学界・実務界の動向を紹介する中野正俊・新井誠両氏による「信託法学界回顧」も収められている。

つぎに，信託法に関する個別的な論文としては，注目すべきものを挙げると，つぎの如くである。はじめに，信託法一般の分野で今年度も精力的に業績をあげられたのは海原文雄教授の一連の論文である。すなわち，「わが国においては，従来，信託の分類（Classification）に関する本格的な検討がほとんど行なわれていない」と指摘しながら，概念構成を異にする復帰信託および法定信託の本来的意義と位置づけを中心に，新しい信託の分類を試みる「信託の分類に関する一提言—復帰信託と法定信託—」（法政研究第46巻第2—4合併号539—565頁），信託行為の有効要件とされている私益信託における三大確定性（信託目的，信託財産および受益者）のうち，受益者の確定性の可否について，1967年以来の一連のバーデン事件を引用しながら，信託指名権の法的性質を明らかにし，「結論として，貴族院および差戻審における高等法院大法官府の判決すなわち受益者の不確定性は無効となるものではない」という上記判例の立場に賛同する「信託指名権—バーデン論争を中心に—」（「現代イギリス法」内田力蔵先生古稀記念所収 131—163頁），「土地信託の受益権担保と統一商法典」（「英米法の諸相」編代田中英夫459—492頁）等がそれである。上記の論文は，いずれも，信託の基本的な問題を取り扱ったも

## 信託法学界回顧

ので、その内容についてもきわめて詳密な研究であり、高く評価されるものであろう。ついで、ヨーロッパ大陸において唯一の成文信託法を有するリヒテンシュタインにおける信託法制定の建前と現実とを論じる新井誠氏による「リヒテンシュタイン信託法の理論と実際—間近に迫った同法の改正問題を理解するための手懸りとして—」（会報「信託」122号20—77頁）、英米信託法とわが国の信託法とを比較法的観点から機能的に考察しながら、通常信託設定の要件、信託宣言の成立要件すなわち信託設定行為の性質を明らかにする木下毅氏による「物権的取決めとしての信託設定—特に信託宣言の成立要件をめぐる—」（会報「信託」123号4—21頁）、カナダ・ケベックはトラストとは本来無縁であるフランス民法をその法体系の基礎に立つと指摘しながら、ケベック民法典における信託の規定、同法典における信託の系譜、ケベック信託法における解釈上の諸問題を論じる滝沢津代氏による「ケベック民法典における信託」（会報「信託」124号65—88頁）等も注目されよう。上記論文は、比較信託法シリーズとして、社団法人信託協会によって企画されたものの一部である。また、海原文雄教授の「イギリスやアメリカ的な保護信託ないし浪費者信託を認めていいのではないか」という提言を受けて（会報「信託」105号23頁）、既存の特定贈与信託を手懸りとして、米国における浪費者信託について、法律上の構成を明らかにし、浪費者信託をわが国に導入することの可能性を論じる佐藤仁氏による「浪費者信託の有効性について—わが国に浪費者信託を導入する手懸りとして—」（会報「信託」124号89—100頁）もある。同制度を無効とするのが通説であるが、上記論文は、従来通説が問題にしていた「受益権の差押え」の可否について、見事に論破するものであり、わが国でも高く評価されよう。従来、わが国では、取締役、監査役などの会社役員に対する退職慰労金は一時金で支払われていたが、最近、年金化が進みつつある、と指摘し、州会社法上の問題点について、裁判例に現われた諸事件を引用しながら、新種役員年金を論じる牛丸與志夫氏による「役員年金の比較法的研究—特にアメリカ合衆国の新種役員年金（ファントム・ストック計画）に関する研究を中心として—」（会報「信託」123号47—55頁、同124号129—139頁）もある。同論文は、完結されたものではないので、続稿が期待されよう。

つぎに、公益信託に関する著書・論文としては、注目すべきものを挙げると、つぎの如くである。はじめに、公益信託の分野で今年度も精力的に業績をあげられたのは田中實教授である。すなわち、公益法人の再検討と公益信託の実用化という実践的目的のもとに、欧米における公益活動の諸制度を解説しながら、平易・明快に公益法人ならびに公益信託制度を論じる「公益法人と公益信託」（勁草書房昭和55年11月15日発行281頁）がみられた。同教授は、この著書にとどまらず、「公益法人制度の形成と定型化」（公

益法人第8巻第12号21—24頁), 同「公益法人の展開と変容」(公益法人第9巻第1号21—24頁), 同「公益信託の実用化と課題」(公益法人第9巻第2号13—17頁), 同「民法改正とこれからの公益法人」(公益法人第9巻第3号12—16頁)等である。以上は、公益法人・公益信託研究入門として、計41回にわたって連載されたものである。引き続いて、公益信託読本として、新たに、「公益信託とは」(公益法人第9巻第4号14—17頁), 「公益信託と財団法人」(公益法人第9巻第5号20—23頁), 「イギリスの公益信託」(公益法人第9巻第6号14—17頁), 「アメリカの公益信託」(公益法人第9巻第7号14—17頁), 「公益信託の公益性」(公益法人第9巻第8号11—14頁), 「公益信託の成立」(公益法人第9巻第9号18—21頁), 「公益信託の成立(続)」(公益法人第9巻第10号10—13頁), 「公益信託の管理と法律関係」(公益法人第9巻第12号22—25頁)等が現在連載されている。この他に、山崎八郎氏による「総理府所管公益信託の許可監督規定」(公益法人第9巻第10号20—23頁)もある。公益信託に関連するものとして、富澤輝男氏による「米国における法人博愛事業—英米チャリティ法研究(1)—」(国学院法政論叢第1輯152—180頁), 同「英国における法人による社会的寄与の法的地位—英米チャリティ法研究(2)—」(城西経済学会誌第16巻第1号35—92頁)等がある。同氏も、この分野では精力的に着々と業績を残されており、今後ますます期待されよう。

つぎに、信託実務に関するものとしては、貸付信託の償還・設定を自動継続的に取り扱う際の法律上の問題点を指摘しながら、当該問題の処理について論じる松本崇氏による「自動継続貸付信託に関する法律問題—貸付信託法上の諸問題(5)—」(会報「信託」122号105—114頁)がある。同論文は精細な解釈論を展開するものであり、同氏は本年度も着実に諸業績をあげられた。比較信託法シリーズと同様、社団法人信託協会の優れた企画力で「信託業務シリーズ」が生まれ、信託銀行および信託兼営銀行の各社が輪番により、第一線で活躍している専門家が信託業務全般にわたって解説する連載ものがはじめられた。本年度中に連載されたものは、入谷盛忠氏による「金銭信託」(会報「信託」121号5—19頁), 宇部正和・仙石隆史・大塚尊彦氏による「貸付信託」(会報「信託」122号78—104頁), 市川敬臣氏による「年金信託」(会報「信託」123号27—46頁), 川崎達夫・高梨洋一・海老沢恵一郎氏による「財形信託」(会報「信託」124号101—125頁)等である。この他にも、わが国の信託業法の立法過程・その背景等を立証的に究明する麻島昭一氏による「日本信託業立法史の研究—日本金融立法史の一環として—」(金融財政事情研究会昭和55年8月21日発行480頁)に加えて、同「宮城県信託業の成立と没落—仙台信託を中心として—」(会報「信託」121号25—69頁), 同「岩手県信託業の挫折—盛岡信託を中心として—」(会報「信託」123号79—116頁)もみられる。同氏も例年同

## 信託法学界回顧

様精力的に業績をあげられた。さらに、アメリカ銀行協会信託部の報告書(“Marketing Myopia in the Trust Business”, 1979年8月)の翻訳であるが、信託協会調査部訳「信託業における「市場近視」—銀行の幹部、信託部のトップ、その他ライン・オフィサーのための信託の進むべき方向についての報告—」(会報「信託」122—124号)もみられる。

さらに、米英国の信託法制を紹介するものとしては、慶応義塾大学信託法研究会による「抄訳・米国信託法リステイメント(28—30)」(会報「信託」121—122, 124号)と、九州大学大学院信託法研究会による「イギリス受託者投資法」(会報「信託」122号115—133頁)とがある。銀行法の改正とともに、信託関係諸法の改正が具体的にさげればはじめた昨今、地味で労苦の多い外国の信託法制を着実に研究されている慶応義塾大学信託法研究会および九州大学大学院信託法研究会メンバーの方々の姿勢と努力と共に、心から深く敬服するとともに、上記研究会が今後さらに一層貴重・有益なる研究業績をあげられることを望んでやまない。

さいごに、研究業績ではないが、海原文雄「信託」(ジュリスト728号10—11頁)、田中實「信託法研究の動向」(法律時報第52巻第12号176—177頁)、小林桂吉「第5回信託法学会聴講メモ」(会報「信託」123号67—75頁)も一統するに値するであろう。

### 2 アメリカ

アメリカにおける信託法学界の動向については、今年度はとくに例年になく、注目すべき著書・論文をほとんど見出すことができなかった。今年度の特色は、実務界の活躍によるものである。したがって、学理的なものというよりも、むしろ、税法に関係する実務的なものが多くみられるのである。

アメリカにおける信託法学界の動向については、実務界と同様、1976年に税法(Tax Reform Act of 1976)がきわめて広い範囲にわたって改正されたために、その影響をうけて、ここ数年間、信託と税法に関連する問題に関心がよせられてきた。本年度は、税法の改正直後と相違して、この分野の研究もかなり落ち着きを取り戻してきた感じはする。とは言っても、他のテーマの論文と比べて、数のうえでは、やはり、信託と税法とに関連する問題を扱う論文が多いように思われる。したがって、この分野における注目すべき論文を挙げると、IRS(国内歳入法)第2042条(2)の解釈をめぐる諸問題について、最近の裁判例(たとえば、1979年6月13日の判決 *Gesner v. United States*, 79—2 USTC 113, 305, US. Ct. Cl. No. 534—77)を引用しながら、生命保険を通じて受託者の諸権限を明らかにする *Burke A. Christensen* 氏による「*Fiduciary Powers over Life Insurance: The Courts and IRC Section 2042 (2)*」(*Trusts & Estates*, Vol.

119 (No. 1), pp. 74—79, 1980); 扶養信託における税法上の有利性を論じる Philip R. Fink 教授 (Toledo 大学) による「Income, Gift, and Estate Tax Aspects of Alimony Trusts」(Trusts & Estates, Vol. 119 (No. 3), pp. 54—58, 1980), 不撤回信託に対する分割払い売買について, 国内歳入法第453条との関係を論じる Douglas R. Vande Krol 氏による「Installment Sales to Irrevocable Trusts : Section 453 of the Internal Revenue Code and the Rushing Trust」(Iowa Law Review, Vol. 65, pp. 398—427, 1980), 国内歳入法第453条との関係で, 分割払い売買における関係人あるいは不撤回信託に関して論述する John L. Ruppert 氏による「Section 453 : Installment Sales involving related parties or trusts」(Depaul Law Review, Vol. 29, pp. 47—73, 1979) 等がある。この他にも, 信託のケースを用いながら, Pension Death Benefits における税金対策を論じる C. Frederick Reish 氏による「Avoid Taxation of Pension Death Benefits」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 2), pp. 53—58, 1980) もある。さらに, 信託と税法に関するものの表題だけを挙げておくと, Chris Kollaja 氏による「Terminating Estates with Contingent Liabilities : A Review of the Options」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 6), pp. 65—67, 1980); Gerald E. Whittenburg と Maureen L. Motsinger 氏とによる「Recent Developments in Structuring Delayed like-kind Exchanges」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 6), pp. 39—41, 1980); Peter Dinkelspiel 氏による「Property Tax Reform : Implications for Trust Departments」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 7), pp. 25—26, 1980); Phyllis Engler 氏による「Writing an Effective Disclaimer」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 10), pp. 41—48, 1980) 等がある。とくに, 1976年の改正税法は公益遺留(残余権)信託に多大の影響を与えたと言われている。したがって, 公益遺留(残余権)信託に関する論文も多い。公益遺留(残余権)信託に関するものとしては, たとえば, 公益遺留(残余権)信託の問題点を論じる Jonathan M. Lichter 氏による「Highlights of Modern Charitable Remainder Trust」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 3), pp. 46—53, 1980), Conrad Teitell 氏による「Technical Remainder Trust Ruling Reduces Deduction」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 4), pp. 61—62, 1980), 内国歳入法による問題を指摘し, 新ルールを論じる Conrad Teitell 氏による「Testamentary Charitable Remainder Trust—New Requirement」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 9), pp. 68—69, 84—85, 1980) 等がある。

個別的なテーマによるものとしては, ほとんど実務的なものであるが, 未成年者に対して贈与する方法として, 信託の種々のタイプを論じる Bernard Balmuth 氏と Joseph

## 信託法学界回顧

Rizzo 氏とによる「Is There Any Best Way to Handle Gifts to Minors?」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 10), pp. 52—58, 1980), 財産問題を処理するために、銀行あるいは個人としての受託者を選任するにあたって注意すべきことを論じる Eustace W. Buchanan 氏による「Choosing Executors and Trustees」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 8), pp. 26—30, 1980); 不動産投資における信託の役割を論じる Terry W. Thompson 氏による「The Trust Departments Role in Real Estate Investment」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 7), pp. 23—24, 1980); 従業員持株信託の一種である Employee Benefit Plans の管理方法について、実務家がレポートする『Managing Employee Benefit Plans through Automation』(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 5), pp. 61—63, 1980) 等がある。この他にも、F. R. Betts 氏による「Know Yours Cost of Sales in Trust Marketing」(Trusts and Estates, Vol. 118 (No. 11, 12), pp. 18—20, 51—55, 1979); D. C. Campbell 氏による「The Community Trust Regulations」(New England Law Review, Vol. 14, pp. 755—781, 1979); D. B. Lantz 「Beyond direct Mail : Marketing Personal Trust Services in a Community Bank」(Trusts and Estates, Vol. 118 (No. 11, 12), pp. 22—27, 38—49, 1979) 等もある。

論文に関するものではないが、アメリカにおいては、あらゆる機関を通じて、専門的な信託教育が盛んに行なわれているようである。そこで、信託教育の必要性を論じる Scott A. Blech 氏による「Continuing Trust Education in the 1980's」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 6), pp. 6—8, 1980); 上記のコメントに引き続いて、各州の信託教育機関等の名称および住所をあげてレポートする「A Directory of Trust and Estate Planning Schools」(Trusts and Estates, Vol. 119 (No. 6), pp. 10—12, 1980) 等がある。アメリカで信託の研究を志す者にとっては、参考になるであろう。

さいごに、1978年の Givens v. Rose 事件 (383 N. E. 2d 448 (Ind. ct. App. 1978)) を引用しながら、争点となった法定信託に代表される構成信託 (Constructive Trusts) を論じる Kevin M. Barton 氏による「Trusts and Decedents, Estates」(Indiana Law Review, Vol. 13, pp. 423—438, 1980) もある。本論文は、インディアナ州における1980年度の信託法学界の回顧である。

なお、アメリカにおける信託法学界の回顧については、冒頭でも触れたように、海原文雄教授が「アメリカ法の潮流—信託—」(アメリカ法 (日米法学会)1981) で詳細に論じられることになっているので、参考にしていただきたい。

## 3 イギリス

イギリスにおける信託法学界の動向についても、あらゆる機関を通じ著書・論文等を探したのであるが、若干のものを除いて、今年度は、アメリカにおいても同様であるが、とくに、注目すべき著書・論文をほとんど見出すことができなかった。法律図書関係で国際的にも権威のある「Harvard Annual Legal Bibliography」の最近版（Vol. 19, 1979）ですら、信託関係については、残念ながら、ほとんど皆無と言っていいほど著書・論文の紹介はなされていないのである。

したがって、本来ならば、Philip H. Pettit 「Equity and the Law of Trusts, 4th ed., 1979」、David B. Parker and Anthony R. Mellows 「The Modern Law of Trusts, 4th ed., 1979」と同様、昨年度に紹介すべきであったが、遺漏してしまっていた貴重・有益なる著書を拾って紹介してみよう。はじめに、数多くの点で既存の伝統的な信託法の書物とは内容を異する J. G. Riddall 氏 (Leeds 大学教授) による「The Law of Trusts, 本文357頁, 1977, Butterworth, London」がある。既存の伝統的な信託法の書物の内容と相違するところとは、たとえば、「三大確定性」に関する要件は「三大 (three)」ではなくて、「五大 (five)」であり、公的利益 (public benefit) の用語には2つの意味があり、Cy-près doctrine の関係について、一般的な公益上の意図 (general charitable intention) は必要としない等である。つぎに、わが信託法の母法であると言われている1882年のインド信託法 (The Indian Trusts Act, 1882) が立法されるにあたって、草案作成当時、起草担当者は、Kent, Story, Smith, Lewinそして Underhill 博士等の書物を参考にして起草したようであるが、その内でも、とくに参考に供されたのが「Underhill's Law relating to Trusts and Trustees」であると言われている (Law Commission of India, 17th, Report on the Indian Trusts Act, p. 2, 1961)。同著書は、1970年に事務弁護士 R. T. Oerton 氏によって12版 (本文694頁) が公刊されたのであるが、13版として、1979年に法廷弁護士 David Hayton 氏によって、新たに版を重ねて公刊された (本文775頁, Butterworths, London)。なお、本書については、J. D. Davies 氏による文献批評 (Book Review) がある (The Law Quarterly Review, Vol. 96, pp. 458—460, 1980)。さらに、現今、イギリス信託法学界の第一人者と目されている George W. Keeton と L. A. Sheridan 両博士とによる「Digest of the English Law of Trusts, 本文352頁, 1979, Professional Books Ltd., Milton」も公刊された。本書の目的は、法典 (code) の形式をとって、イギリス信託法を論述することである。その形式は、全文205条からなり、ほとんどの条文 (sections) は、説明付きのノートが付されており、個々のテーマに関して、著者のテキスト・ブックと相互

## 信託法学界回顧

参照できるようになっており、そして、問題の条文がどのように作用するかについて、主として、判例法 (case law) に基づいて解説するものである。複雑な英国信託法を体系的に理解するのに、かっこうのものと言えるであろう。「米国の信託法リステイメント」ほど龐大なものではないが、それにまねたものと言えるのではなからうか。なお、本書については、Catherine Hand 氏による文献批評がある (The Modern Law Review, Vol. 43, No. 5, p. 488, 1980)。さらに、公益、信託、社会福祉の関係を論じる Michael Chesterman 教授による「Charities, Trusts and Social Welfare, 490頁 (索引を含む), 1979, Weidenfeld and Nicolson, London」も発刊された。本書の内容は、たとえば、中世から現代までの慈善 (博愛) (Philanthropy) や公益法 (Charity law) の歴史的な研究をはじめ現代公益法, Cy-près, Charity Commissioners に関するもの等、公益法が中心となっている。本書は、そのタイトルにおいて信託という文言も付されているが、信託に関してはあまり論述されていない。したがって、信託という文言は、タイトルから除くべき内容である。なお、本書については、Jill Martin 氏による文献批評がある (The Modern Law Review, Vol. 43, No. 5, pp. 354—356, 1980)。

個別的テーマで書かれた論文としては、はじめに、秘密信託 (Half-secret trust) の基本原理は何かを論じる P. Matthews 氏による「The true basics of the half-secret trust?」(Conveyancer and Property Lawyer, pp. 360—370, 1979) がある。イギリスにおいては、遺言によって信託が設定される場合の秘密信託について明示信託 (express trust) として、あるいは、構成信託 (constructive trusts) として、分類されるべきかが問題とされてきた。通説は構成信託の一種と解しているが、半秘密信託にも同じように解しうるか問題であろう。半秘密信託について、L. A. Sheridan 博士は明示信託説を採るが、裁判所の見解はきわめてあいまいである。同論文は、半秘密信託における理論構成を模索するものである。つぎに、衡平法上の原理がイギリス商法のなかに、どのように浸透しているかについて、数多くの裁判例を引用しながら論述する William Goodhart 氏と Gareth Jones 氏とによる「The Infiltration of Equitable Doctrine into English Commercial Law」(The Modern Law Review, Vol. 43, No. 5, pp. 489—513, 1980) がある。

(岩手大学講師)

## 付 記

校正中に、井上彰氏による「ユース法 (Statute of Uses) の制立過程」(法学新報第 87 卷 9・10 合併号昭和 55 年 12 月 30 日発行) を御送封いただいた。ユース法の制定過程に関する本格的論文であることを特記しておきたい。

